

質問要旨

防犯カメラの現在の状況はどのようになっているのか。

答弁要旨

本市としましては、犯罪抑止に対する防犯カメラの効果を確認した上で、これまでから、ひたたくり防止を目的とした可動式防犯カメラの効率的な運用や、地域の防犯力の向上を目的とする地域団体等への防犯カメラ設置補助にも取り組んでまいりました。

また、市内には民間が設置した防犯カメラは多数存在することから、設置状況を把握するために、平成28年度に市内13駅の1km四方で、職員による目視調査を実施し、約1600台の民間カメラを確認したところです。

この結果を踏まえ、既存の民間カメラを市のひたたくり対策などの街頭犯罪防止事業に活用するとの考えの下、現在、防犯ステッカーを掲示するなどの協力事業者を増やす取組を進めているところです。

以上

質問要旨

「(仮称)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」の制定に係るパブリックコメントについては、市民や事業者に分かりやすいよう丁寧に準備すべきと思うがどうか。

答弁要旨

この条例は、平成31年度より、兵庫県から中核市である本市に障害児通所支援事業所の指定権限が移譲されることに伴い制定するものです。

パブリックコメントでは、現行の兵庫県の事業所指定基準を基本としつつ、平成24年度に制定した「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」と同様に、今般の「障害児」の通所支援の条例についても、本市独自の基準を定めるかどうかを主な論点としたところです。

パブリックコメントの実施にあたっては、「尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱」で定める所定の説明様式

(次ページに続く)

はもとより、丁寧にもた分かりやすくご説明することに意を用い、条例骨子素案のほか、条例において規定しようとする本市の独自基準、また、この独自基準に対応する、国の省令及び現行の県基準並びに、現行の本市の障害福祉サービス事業所に係る指定基準との比較を一覧で纏め、提供しています。

事業者・保護者からの意見聴取につきましては、この度のパブリックコメントのほか、学識経験者や各種団体の代表者等で構成する「尼崎市社会保障審議会障害福祉等専門分科会」、また、各種事業者の代表者並びに障害当事者の代表者等で構成する「尼崎市自立支援協議会」において説明を行い、幅広いご意見を頂戴したところ です。

議会におきましても、先日、11月6日の健康福祉委員協議会において、パブリックコメントの実施についてご報告させていただく中で、条例の骨子素案等をご説明し、委員の皆様からのご意見を頂戴したところです。

このように、今回の条例制定にあたりましては、事業

(次ページに続く)

所の指定基準が非常に多岐に亘り、かつ、専門用語も多く、複雑となっているため、できるだけ資料も簡素で分かりやすいものとするように努めてきたところですが、引き続き市民・事業者の皆様にとって分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えています。

以上

質問要旨

危機管理局が設置している防犯カメラで足りているのか。

答弁要旨

先ほどもご答弁いたしました。市内には、市が運用している可動式防犯カメラや、地域団体等が設置した防犯カメラ以外にも、民間事業者が設置している防犯カメラが多数あり、職員による目視調査で確認しているものだけでも 1,600 台にのぼることから、市域全体では数千台設置されているものと推測されます。

本市では、これらのカメラを街頭犯罪防止事業で総合的に活用する取組を行っています。

今後とも、地域の防犯カメラの設置補助を継続するとともに、市内で防犯カメラを設置している民間事業者に、防犯ステッカー掲示の協力などを、引き続き要請してまいります。

以上

質問要旨

全市的な安全対策の観点から、地域団体等が補助を活用し設置されたカメラの台数はこれでよいのか。

答弁要旨

地域団体等への防犯カメラ設置補助事業は、市が協調補助を開始して以降、平均申請件数は約3倍となっており、負担軽減による地域への普及促進に貢献していると考えているところであり、平成30年度末までに、累計133台のカメラが設置される予定です。

本市としましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、市域内の防犯カメラの効果的な活用と地域防犯力を高める取組を組み合わせ、戦略的で総合的な取組を進めていることから、当該設置補助事業についても継続して実施してまいります。

以上

質問要旨

市民の安全安心のために、設置している防犯カメラを増やす思いはあるのか。

答弁要旨

先ほどもご答弁いたしました。が、本市としましては、防犯カメラの効果を確認した上で、可動式カメラ、地域団体等への設置補助によるもの、コンビニエンスストア・集合住宅等の民間カメラなど、市域内の防犯カメラを効果的に活用する取組を進めております。

また、地域や警察・防犯協会等と連携した青色防犯パトロール等の各取組や啓発など、様々な手法を組み合わせた戦略的で総合的な取組を、さらに実施していくことにより、皆様の安全安心に努めてまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

補助事業で地域が設置する防犯カメラと市が設置する可動式防犯カメラに違いがあるのか。

答弁要旨

県・市の補助を活用して地域が設置する防犯カメラは、地域の特性に応じた場所に防犯カメラを設置しようとする自主的な防犯活動に対して、行政が支援を行うことで、地域の防犯力を高め、地域内で発生する犯罪を抑止することを目的とした事業でございます。

また、可動式防犯カメラは、本市特有の課題であった、ひったくり防止対策のひとつとして、市が設置運用を行ってきた事業で、ひったくりの発生状況を分析し、次の発生箇所を想定するなど、プロファイリングを基にカメラを一定地域に固定せず設置場所を変え、犯罪者に心理的な抑止効果を与え、限られた台数で効率的に運用を図っているものです。

それぞれの手法や目的に違いがあるものの、カメラの設置による効果に関しましては、相違がないものと認識しております。

(以 上)

質問要旨

箕面市の取組について、どのような見解を持っているのか。

答弁要旨

議員ご紹介のとおり、犯罪抑止を目的に、多数の防犯カメラを公費で設置している自治体があることは承知いたしております。

一方、本市としましては、防犯カメラの効果を認識したうえで、市域内に民間事業者の防犯カメラが既に多数存在する状況や、防犯カメラの抑止効果にも一定の限界があるといった犯罪心理学者の助言に基づき、可動式防犯カメラの効率的な運用や、地域団体等への防犯カメラ設置補助、民間カメラの活用などの事業を実施するとともに、地域団体や警察・防犯協会と連携した防犯パトロールや啓発など、様々な手法を組み合わせ、戦略的で総合的な取組を展開してきたところであります。

以上

質問要旨

機能付き防犯カメラを箕面市並に増やすべきと考えるがどうか。

答弁要旨

先ほどもお答えいたしました。が、本市におきましては、防犯カメラを公費で数多く設置する手法ではなく、可動式防犯カメラの効率的な運用など、市域内の防犯カメラの有効活用や地域や警察・防犯協会等と連携した青色防犯パトロールや啓発など、様々な手法を組み合わせた戦略的で総合的な取組が安全安心のまちづくりにつながるものと考えております。

以上

質問要旨

現在の市の防犯対策で、盲点はなくなったのか。

答弁要旨

本市では喫緊の課題であったひったくりについて、可動式防犯カメラの運用といった様々な取組を進めた結果、今年のひったくり認知件数は取組開始前の1割以下となり、もはや本市特有の課題であるとは言えないところまで減少しております。また、昨年度より本格的に実施しております、自転車盗難に関しても、今年は、当初の目標であった2,000件を下回る予想であり、事業効果が表れてきていると考えているところです。

しかしながら、犯罪の種類や傾向は、時代とともに変化しており、市や警察の取組に完成はないと認識しており、近年は高齢者に対する特殊詐欺の被害が全国的にも多発するなど、本市においても新たな課題となっている状況にあります。

こうしたことから、今後は、特殊詐欺被害防止に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

以上

質問要旨

検挙率を上げるためにも、防犯カメラの必要性を強く感じるが、どのように考えているのか。

答弁要旨

ご質問の検挙率に関しては、警察内部において検証されるべきことと思っております。

本市では、市民の皆様に安全・安心のまちを実感していただくために、犯罪の発生を未然に防ぐことを目的として、先ほどからお答えしているとおり、防犯カメラの様々な活用や、地域団体や警察・防犯協会と連携したパトロールや啓発の実施など様々な手法を組み合わせた戦略的で総合的な取組を行っております。

以上

質問要旨 障害者社会福祉施設の市有地貸付けについて、新たな施設は有償で良いが、既存の施設は引き続き無償で良いのではないか。

答弁要旨

公有財産の貸付料見直しの取組は、公有財産が広く市民の財産であり、今日的な視点で受益と負担の公平性及び財政運営上の透明性を確保することにあります。

平成 29 年 1 月に社会福祉施設に係る公有財産の貸付料を 2 分の 1 減額の有償とする減額基準を決定いたしました。既に市有地を無償で貸し付けている障害、保育、特養の運営法人に対しましては、これまでの経緯を踏まえ、緩和措置を講じた上で有償化を図ることとし、貸付先の法人と協議を行ってきたところでございます。

(次ページに続く)

しかしながら、法人側から早期に理解を得られる状況にないことや、特に本市の重点取組施策として待機児童対策に取り組む上で、法人保育園の協力が不可欠であることを考慮し、本年5月、全ての貸付先法人との貸付料有償化に係る協議を平成32年度末まで休止することとしたものでございます。

なお、協議再開につきましては、その時点の社会情勢等を勘案した上で具体的な協議方法等を含め判断することとしております。

以上

質問要旨

人格尊重に関する規定について、利用者だけでなく、保護者も入っているのはなぜか。

答弁要旨

障害児通所支援の利用に係る事業者との契約は、当該児童の保護者が行うこととなります。

こうしたことから、サービス提供の際の意思や人格の尊重についても、障害福祉サービスの基準と同様に利用者である障害児だけでなく、障害児の保護者を追加しているものです。

以上

質問要旨

親の言い分は参考程度にし、当事者である障害児の意見を十分に聞く必要があると思うがどうか。

答弁要旨

先ほどご答弁させていただいたとおり、サービスの利用にあたっては、当該障害児とその保護者双方の意向を踏まえて、適切なサービス提供が図られていくべきと考えています。

親が虐待をしているなど、児童の権利が侵害される恐れがある場合につきましては、その状況を踏まえ、事業所との契約ではなく、措置を行うなど、その権利の保護を第一として、対応していくこととしています。

以上

質問要旨

暴力団排除の規定について、独自基準を設けている理由は何か。

答弁要旨

暴力団排除の規定につきましては、尼崎市暴力団排除条例第11条において、市は事務事業の執行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団等が市の事務事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとするとして規定していることから、本市条例における独自基準として、当該規定を盛り込もうとするものです。

以上

質問要旨

事故発生時の対応の規定について、事故が発生した場合とはどのような事を想定しているのか。

答弁要旨

事故につきましては、サービス提供中における利用者のケガや、食中毒の発生、送迎中の交通事故など、事業所活動全般に関するものが想定されます。

以上

質問要旨

万が一、事故が起こった場合は誰が賠償するのか。

答弁要旨

サービス提供については、事業者と保護者の契約に基づきなされるため、その契約内容に基づき、事業者が賠償すべきものと判断されるものについては事業者が賠償し、保護者が責任を負うものと判断されるものについては保護者が負担することとなります。

以上

質問要旨

今回のパブリックコメントで出た意見の数は。また、意見を踏まえて条例の中身を見直すことはあるのか。

答弁要旨

パブリックコメントにつきましては、平成30年11月27日に締め切り、3人の方からご意見をいただきました。

具体的な内容やその回答につきましては、平成31年1月にパブリックコメントの結果として公表させていただく予定としております。

なお、いただいたご意見については、その趣旨を踏まえ、条例に反映させる必要がある場合は、条例の内容を見直すこともあります。

以上

質問要旨

災害等の有事の際、電気やガス、水道等が使えなくなると特に障害者は困るが、そうした時の障害者の支援体制、連絡網やネットワークは行政側にあるのか。

答弁要旨

いつ起こるかわからない災害に備え、日頃の業務の中から災害対応を意識し、障害者を含めた避難行動要支援者の把握や、支援にご協力いただく事業者等との関係構築に努めております。

こうした体制のもと、平成30年9月の台風21号の際には、停電が広範囲で長期化が見込まれた段階で、市の保有するデータをもとに緊急性の高い人工呼吸器利用者等を把握し、その状況把握を最優先に、職員による直接訪問による安否確認や、通常業務で使用している事業者との連絡網等を活用した災害情報の伝達、利用者の安否確認を行いました。

今後とも、災害時にできるだけ速やかな支援体制がとれるよう、今回の経験を教訓とし、より一層避難行動要支援者の支援に取り組んでまいります。 (以上)